



福岡医発第1100号(地)

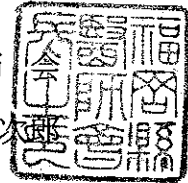
平成14年9月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次



医療法等関係法令の遵守について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部長より別紙のとおり周知、指導方
依頼がありましたので、お送りいたします。

今般、福岡社会保険事務局が実施した調査において、県下の病院で定例報告
書等に勤務実態のない医師を勤務医であると報告し、また、勤務医の勤務時間
の水増し及び勤務実態のない看護師等を勤務しているとし出勤簿等の関係書類
の改ざん等を行い、診療報酬を不正請求する事件が判明しました。

本件は、今回の事件を踏まえ、各医療機関の開設者及び管理者において、医
療法等関係法令の遵守について、再徹底を求めたものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお
願いいたします。



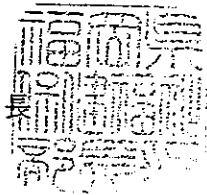
14医指指第 66 号

平成14年9月 2日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
社団法人福岡県精神病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課医療指導係)



医療法等関係法令の遵守について（依頼）

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

標記については、従来より医療機関の当然の責務として指導しているところですが、今般、福岡社会保険事務局の調査により、県下の病院において、定例報告書等に勤務実態のない医師を勤務医であると報告し、また、勤務医の勤務時間の水増し及び勤務実態のない看護師等を勤務しているとし出勤簿等の関係書類の改ざん等を行い、診療報酬を不正請求する事件が判明しました。

このことは、県民の医療に対する信頼を著しく損なうものであり、まことに遺憾なことであります。

貴職におかれましては、医療法等関係法令の遵守の徹底がはかられるよう、再度貴会員に対する周知、指導方よろしくお願いします。

なお、今回の事件を踏まえ、各病院の開設者及び管理者には、医療法等関係法令の遵守について別添のとおり通知したのでお知らせします。





14医指指第66号

平成14年9月2日

病 院 開 設 者

管 理 者 殿

福 岡 県 保 健 福 祉 部

(医療指導課医療指導係)



医療法等関係法令の遵守について（通知）

日頃より本県の地域医療の確保に多大な御協力をいただきお礼を申し上げます。

標記については、医療機関の当然の責務として運営していただいているところですが、今般、福岡社会保険事務局の調査により、県下の病院において、定例報告書等に勤務実態のない医師を勤務医であると報告し、また、勤務医の勤務時間の水増し及び勤務実態のない看護師等を勤務しているとし出勤簿等の関係書類の改ざん等を行い、診療報酬を不正請求する事件が判明しました。

このことは、県民の医療に対する信頼を著しく損なうものであり、まことに遺憾なことであります。

つきましては、今回の事件を踏まえ、医療法等関係法令の遵守について、なお、一層徹底されるよう重ねて通知します。